

保存図書館に関する調査研究報告書

平成6年3月

国立大学図書館協議会

保存図書館に関する調査研究班

まえがき

国立大学図書館協議会は、平成4、5年度の2年度にわたって大学図書館における資料の保存施設のあり方について多角的に調査研究を行うことを目的として、「保存図書館に関する調査研究班」を設置した。本報告書は、調査研究班が2年間にわたって行った調査研究の成果をまとめたものである。

近年、大学図書館所蔵資料の増加、施設の狭隘や、資料の劣化等の問題がますます大きくなり、資料保存の体制を再検討する必要性が高まっている。平成4年7月の学術審議会の答申「21世紀を展望した学術研究の総合的推進方策について」においても、学術研究情報流通体制の整備の中で、図書資料の効果的保存システムについて検討する必要があることが取り上げられるに至った。もとより、資料保存は、大学図書館の基本的な使命の一つである。個々の大学図書館においてもこれまで様々な努力が払われてきたが、個々の大学図書館の個別の努力だけでは現実的に解決できない課題も多く含まれており、全国的な視野にたった具体的な方策を探る必要があることはいままでもない。本調査研究はこのような背景のもとに実施されたものである。

資料保存体制のあり方は、問題が複雑で、多岐にわたっているので、先ず、平成4年度における調査研究は、現状と問題点の把握、及び全国的なレベルでの保存体制のあり方の検討を中心として行った。また、平成5年度の全国的なレベルでの考え方の検討においては、より具体的な保存システム案を提示することが有益であるとされたことを踏まえ、保存体制の一つの試案として共同保存図書館構想を作成した。

第1年次の調査研究の結果は、平成5年6月に徳島市で開催された第40回国立大学図書館協議会総会に中間報告として提出し、調査研究内容について広く意見を徴することとした。本報告書は、中間報告に対して寄せられた意見並びにその後の調査研究班ワーキング・グループにおける様々な考えを入れて、さらに検討を加え最終報告としたものである。

最後に、調査研究にあたっては全国立大学図書館にアンケート調査を行い、また協力館を始めとする多くの大学から多大なご協力を得た。ここにその協力に対して深く感謝の意を表したい。

平成6年3月

国立大学図書館協議会

保存図書館に関する調査研究班

目 次

まえがき

目 次

はじめに	1
第 I 章 本編	4
第 1 節 学術情報システムの整備と資料保存	4
第 2 節 資料の収集・保存の現状と課題	5
1. 国立大学における図書館資料収集・保存の概況	5
2. 学内の収蔵施設の状況	5
3. 図書館資料の劣化と保存	6
4. 蔵書管理	6
(1) 資料利用の経年変化	
(2) 資料の重複	
(3) 管理換と廃棄	
5. 分担収集・保存の状況と課題	8
(1) 分担収集・保存の現状	
(2) 外国雑誌センター館による分担収集・保存の状況	
第 3 節 資料保存システムの考え方	10
1. 基本的な考え方	10
(1) 資料保存の一次的役割	
(2) 不用資料、重複資料の集中保存	
(3) 保存に関する意思決定と情報流通	
(4) 学術情報システムのサブシステムとしての資料保存システム	
(5) 資料保存システムの対象機関	
2. 資料保存システムの機能と構成	11
3. 共同保存図書館	13
4. 各大学における一次保存機能の拡充	14
第 II 章 構想編	15
第 1 節 共同保存図書館の試案	15
1. はじめに	15
2. 立地の条件	15

3. 施設の設置形態	15
4. 施設の規模と設備	17
第2節 共同保存図書館の事業	19
1. 情報提供サービス	19
2. 集中保存する資料の種類と形態	20
第3節 共同保存図書館の運営	22
1. 運営の方法	22
2. 資料の集中保存の方法	22
(1) 移管による収集	
(2) 寄託による収集	
(3) 購入による収集と蔵書の構築	
(4) 規程類の整備	
3. 内外の関係組織との協力	24
第Ⅲ章 調査・分析編	25
第1節 保存システムに関する内外の動向	25
1. 国内の動向	25
2. 国外の動向	28
第2節 大学図書館における資料保存に関する現状分析	33
1. 分析の目的と方法	33
2. 大学図書館実態調査結果報告による分析	33
3. 個別大学に対する調査の結果	38
4. 保存図書館に関するアンケート調査の結果	44
資料編	56
1. 各種資料・データ	57
2. 参考文献	85
3. 保存図書館に関する調査研究班の活動経過	90
4. 保存図書館に関する調査研究班設置要項	92
5. 保存図書館に関する調査研究班ワーキング・グループ名簿	94

はじめに

学術研究の発展によって、学術情報は急激に増加し、また質的にも多様化してきたことはすでによく知られている。また、近年、情報技術の発展によって情報媒体と流通方法も急激に多様化しつつある。今日では、この大量かつ多種多様な学術情報を研究者に迅速・的確に提供するための体制が、学術研究の高度な展開を図っていく上で必要不可欠な基盤的要素である。このような認識のもとに、わが国では、学術情報システムの整備が積極的に図られてきた。

大学図書館は、学術情報システムの中で、一次情報の収集・提供機能を担う拠点として大きな役割を果たしていることは言うまでもない。ここで、一次情報とは、学術研究の成果としての図書、学術雑誌、学位論文、テクニカルレポート、学会会議録、調査報告書、統計データ集や、歴史的文書、古典籍、音楽資料、地図その他の学術研究に用いられる資料・情報などをいう。これらの資料・情報は、今日では、いわゆる図書などの紙による形態に加えて、マイクロフィルム、録音テープ、ビデオテープ、CD、データベースなど様々な形態のものがある。大学図書館は、これらの資料・情報を収集・蓄積し、研究者の利用に供することを大きな使命としている。資料保存は、そのための重要な機能の一つである。

大学における研究利用のための資料の収集は、当該資料の重要性、必要性、将来にわたっての価値を踏まえて行われる。この場合、当面の利用のために資料を収集することはもちろんであるが、同時に、将来の研究利用を想定して資料を収集、保存することが必要である。将来の利用のために資料を収集するのは、資料が刊行されたり流通している時に収集しなければ、将来その収集は不可能となるからであり、このようにして蓄積された資料の存在が、大学での研究を長期的に支える基盤である。国全体として見た場合には、大学の蔵書は国民全体の学術的・文化的財産とも言えよう。このような中で、資料保存は大学図書館にとって基本的な使命のひとつである。

資料の利用態様は、研究領域によって異なり、一般に自然科学分野では新しい情報に対する依存度が高く、人文・社会科学分野では新しい情報に加えて古い資料に対する依存度も比較的高いと言われている。しかし、個々の大学の立場を離れて国全体として見た場合には、いずれの分野における資料も何らかの形で保存されていく必要があることは明らかである。

研究利用のための資料の収集には、当該資料の重要性、必要性、将来にわたっての価値を踏まえる必要がある。収集は一般的に、その分野の研究者（同時に利用者でもある）がいる個々の大学で行われることが、最も効果的であるといえる。しかし、当面の利用ニーズが比較的低い資料の収集・保存については、共通の関心を持つ大学が協力して行うことが効率的であることが考えられる。また時間の経過と共に、新しい研究テーマの出現、研

研究者の異動、新しい研究者の登場などによって、個々の大学において収集された資料に対する他の大学からの利用ニーズが発生する。このようなことから、長期的な観点に立てば、大学における研究資料は共有の学術的財産として捉える必要があり、資料保存についても、全国的な見地からの計画性が本質的に重要である。

ところで、現在の大学図書館の資料保存体制には、様々な問題が生じている。例えば、酸性紙を使用した資料の崩壊が大学所蔵資料についてもかなりの程度進行しつつある。これら劣化資料を適切に保存する対策が早急に必要であるが、これを個々の大学が行うのは負担が大きく、また大学間の重複作業を避けるためにも、全国的な調整された計画のもとに対策を行う必要性が指摘されている（国立大学図書館協議会資料保存に関する調査研究班報告）。一方、大学における資料保存のための施設は、収蔵スペースの狭隘化や保存環境の不適切など相当劣悪な状態にある。保存スペースの不足と不適切な保存環境条件は保存上の問題だけでなく、有効活用を妨げる要因ともなっている。資料は、一般に古くなると利用が減少するため、これら資料を利用の多い資料と混配することによって保管スペースの経済性が低下し、又利用上の効率も落ちる。このため、経済性を考慮した保存体制や不要となった資料や重複資料の廃棄などが必要となるが、現状では、このような効率的な資料保存体制は確立されていないといつてよいであろう。

近年、情報技術の発展はめざましく、それに伴って様々な新しいメディアも生まれている。新しい技術の応用によって資料保存の効果的な方法を開発する必要がある。同時に、新しいメディアによって流通している情報の保存についても考慮しなければならない状況となっている。

現在、資料の保存は各大学において個別に行われている。資料保存が各大学において行われるべきことは当然のことであるが、一方、上述のように、全国的な計画性も必要であり、保存効率上からも全国的な調整が極めて有効であろう。個々の大学における保存体制は、全国的な保存体制と密接な関連がある。また、資料保存は利用されることを前提としているので、保存体制を検討する場合、利用体制についても考慮しなければならない。

共同保存図書館は、大学図書館の収蔵スペース狭隘の解消にも裨益するが、学術資源を未来にわたって確実に保存することが最大の課題であり、大学図書館における個々の増築あるいは改築から目を転じるものではない。大学図書館の施設は良好な教育研究環境の保持のための整備並びに生涯学習など社会の要請に対応しうる図書館施設の拡充のためにも、今後も増築あるいは改築などによる図書館環境の整備が必要であることはいうまでもない。

本調査研究班に与えられた調査研究事項は、保存図書館の現状調査、個々の大学レベル、地域・館種等による大学群のレベル、全国レベルでの資料保存施設のあり方及び保存資料の利用のあり方である。そこで、平成4年度の調査研究においては、上で述べたようなことから、まず全国レベルでの資料保存の考え方を明らかにすることを目標とした。そのために、具体的には、①大学における資料保存の現状把握、②資料保存システムの現状調

査、③全国レベルでの資料保存の考え方、の検討を行った。

大学における資料保存の現状把握においては、国立大学を対象としてアンケート調査と大学図書館実態調査統計の分析を行った。また、資料保存システムの現状調査においては文献調査及び関連施設の見学、海外の主要保存図書館へのアンケート調査等を行った。全国レベルでの考え方の検討においては、問題点や検討事項の具体的把握、明確化、作業能率等の点から、具体的な保存システム案を作成することとし、共同保存図書館構想の試案を作成した。

平成5年度の調査研究においては、前年度の調査研究の成果に対して寄せられた意見を基に検討を行い、特に、共同保存図書館設立の筋道を明確に書き加えるなど、中間報告書の全体的な見直しを行い、また、一部データを最新のものに修正した。

本報告書の構成は、本編、構想編、調査・分析篇、及び資料篇の4部から成る。第I章本編は、学術情報システムの整備と資料保存（第1節）、現状分析のまとめ（第2節）と全国的資料保存体制の考え方（第3節）からなる。第II章構想編は、検討の過程で作成した共同保存図書館についての試案の内容をまとめたものである。第III章調査・分析編は、保存システムの動向（第1節）と大学図書館における資料保存の現状（第2節）からなり、本編の第2節の内容の詳細をまとめてある。資料編には、調査研究の過程で得られた各種データ・資料および参考文献を収録した。

第 I 章 本編

第 1 節 学術情報システムの整備と資料保存

昭和 55 年 1 月の学術審議会の文部大臣に対する答申「今後における学術情報システムのあり方について」を基本として学術情報システムの整備が進められ、大学図書館を取り巻く環境もここ十数年の間に大きく改善されてきた。

学術情報システムにおける大学図書館の役割は、①情報検索の窓口、②一次情報の収集、提供、③目録・所在情報の形成である。目録所在情報は、各大学がどのような資料を所蔵しているかについての情報をいう。現在、学術情報センターの目録所在情報サービスに国・公・私立大学、大学共同利用機関及び短期大学等を併せて 280（平成 5 年 11 月現在）の機関の図書館が接続し、主として新しく収集された資料の情報が登録されている。（平成 5 年 10 月現在で図書の本誌約 264 万件、雑誌の本誌約 19.6 万件）。これによって、資料の所在が、全国の大学で容易に検索できる状態となった。さらに所在が明らかとなった資料の利用のために学術情報センターの I L L（Inter-Library Loan）システムが開発され、大学図書館間相互貸借、文献複写システムと相まって、他の大学所蔵資料を容易に利用できる体制が整った。また、このようなサービスの基盤としての通信ネットワークや大学図書館システムの整備も格段に進歩した。これによって、文献複写量の増大、図書の相互貸借の増加に見られるように学術情報システムの理念である”資源の共有”も参加館の間に浸透し、図書館間の相互協力も全国的なネットワークのもとに着実に成長を遂げつつある。

以上のように、学術情報システムの整備は大きく進展し、特に情報の流通（フロー）の側面において大きく発展した。しかし、一次情報の収集・保存においては、外国雑誌センター館の本邦未収誌を中心にした外国雑誌の整備といわゆる大型コレクションの整備が図られてきたが、その他の資料の収集・保存の面では必ずしも大きな進展は見られないのが現状である。

特に、資料の保存については、上記の答申においても「・・・なお情報資料の増大に伴い全国的観点からの資料の体系的保存も重要であり、学術情報システムの整備に応じて、今後検討する課題である」として課題の重要性は認識されていたが、いわば先送りされた形となっていた。これは、資料の保存に全く問題がなかったということではなく、逆に現実には第 2 節で述べるように種々の問題がますます大きくなっていることを示している。このため、平成 4 年 7 月の学術審議会答申「21 世紀を展望した学術研究の総合的推進方策について」において「・・・蔵書の増加や図書資料の劣化の問題に対処するため、利用の実態を踏まえた図書資料の効果的な保存システムについて検討する必要がある」ことが取り上げられ、資料保存体制の検討、整備が大きな課題として浮かび上がってきた。

第2節 資料の収集保存の現状と課題

1. 国立大学における資料収集保存の概況

現在、国立大学には約8千万冊の蔵書が収蔵され、また公立、私立大学が所蔵する資料を合わせると約2億冊という膨大な量の図書館資料が蓄積されている。これらの蔵書は大学の中央図書館、分館をはじめ、部局図書室などに配置され、教育・研究のための利用に供されている。このほか、国文学研究資料館や国際日本文化研究センターなど十余の大学共同利用機関にはそれぞれの研究対象とする特定分野に関する学術資料が蓄積されている。

一方、国立国会図書館においても学術的な資料を含む全分野の図書館資料が網羅的に収集・保存されている。しかし、大学が収集する和図書においては、国立国会図書館に所蔵しないものも相当数あり、特に洋図書においては大学の方が、はるかに収集量が多い。したがって、大学図書館における学術情報資源は大学図書館等の責任において全国的な保存システムを形成し、国立国会図書館等との相補的な関係を作ることが重要であろう。

2. 学内の収蔵施設の状況

文部省『平成4年度大学図書館実態調査結果報告』によると、国立大学図書館では、年間約2百万冊の資料を受け入れている。これは書棚の長さにして約70km、面積にして約2万㎡のスペースが毎年増えつづけることを意味している。蔵書数はおよそ10年毎に1.5倍に増えている。国立大学図書館全体の収容可能冊数に対する総所蔵数の比率は98%を占めており、書架の満杯状態を示している。今回、当調査研究班が全国国立大学図書館に対して行った「保存図書館に関するアンケート調査」（以下、「アンケート調査」という。）においても、国立大学附属図書館の本館・分館のうち、約3割の図書館では書架がすでに満杯と答え、1、2年のうちに満杯になる図書館を含めると、その数は図書館の半数を越える。また、部局図書館についても9割の図書館で書架が狭隘となっており、図書館資料を本館や分館に返却したくとも収容が不可能なため返却ができない状態である。このため、それぞれの図書館では館内の空きスペースに書架を増設したり、学内の他の施設を利用したり、その収蔵スペースの確保に苦慮している。中には、閲覧席を撤去したり、セミナー室を書架スペースに転用するなど、利用者スペースへの影響を余儀なくされた大学も見受けられた。

多くの国立大学図書館が、図書館資料保管のための書庫増築の必要性に迫られており、アンケート調査によると、約半数の図書館では図書館委員会等において施設の新築・増築計画の策定済みもしくは検討中である。しかし、国立学校特別会計の施設整備費はここ数年増加の傾向にはあるものの、近年の厳しい財政状況下において、図書館など文教施設の

増築・改築も極めて困難な状況が続いている。

こうした状況にあって、週刊誌の記事（『A E R A』1992.2.4）で報道されたように、国立大学において図書館書庫の狭隘の状態が多く見られるのである。

3. 図書館資料の劣化と保存

酸性紙による劣化が原因で貴重な学術資料が崩壊する恐れがある。この問題は図書館にとって極めて深刻な問題となっている。昭和63年米国で開催された第4回日米大学図書館会議の最終コミュニケで、日米双方でその対策を緊急に確立することが提起された。翌平成元年の国立大学図書館協議会総会では、各図書館における資料の劣化状況について実態調査を行うことが提議され、実施された。その結果、国立大学図書館全体で、約93万4千冊の一般図書とコレクションが、また3万種近い雑誌が劣化していることが判明した（資料編1⑩）。同協議会は平成3年度、「資料の保存に関する調査研究班」を設置した。同研究班は、この問題について今後の対策を講じるためには、劣化している図書館資料の内容等を具体的に把握する必要があるとして、各大学図書館が所蔵する劣化資料の書誌・所蔵データを学術情報センターの目録所在情報データベースに直接オンライン入力することとし、平成4年10月からデータの蓄積を開始した。

これら劣化が進行する学術資料に対する保存対策を個々の大学が行うのは、負担が大きく、また技術的、財政的な問題を含んでいる。マイクロフィルムや電子媒体への変換など全国的に調整された具体的な劣化資料保存の方策を講じられることが焦眉の急であり、速やかにその事業に着手されなければならない。

4. 蔵書管理

（1）資料利用の経年変化

一般に、図書館資料は年数を経るに従い利用が減少していくことが知られている（第3章第2節②利用頻度からみた図書館資料の年齢）。しかし、大学図書館には貴重な学術的、文化財的資料を後世に遺していくという保存の役割があることから、利用が減少したからといって簡単に廃棄は出来ない。一方、稀にしか利用されなくなった資料を、利用頻度の高い資料と混配することは、書架スペース上の管理コストが極めて不経済であり、かつ、利用頻度の高い資料の利用効率も悪くなる。そこで利用頻度が低くなった資料や重複する資料を書架から抜き取り（weeding）別置することにより、利用度の高い資料がより利用しやすく配置できるだけでなく資料の利用効率を高めることができ、高水準の図書館サービスも可能となる。アンケート調査によると、多くの国立大学図書館ではこれらの資料を館内の一部の専用コーナーの書架に便宜的に移動したり、学内の他の保存場所を確保して別置するなどの措置で狭隘化に対応しているのが現状である。

(2) 資料の重複

各大学図書館では、必要に応じて学習用としてあるいは複数の研究者からの請求によって資料を重複購入し、さらには部局間で重複購入している。今回、幾つかの国立大学図書館にサンプル調査の協力を依頼し、「最近3か年間の受入れ図書に対する重複図書の冊数と割合」について算出したが、単科大学では概ね10%以下の重複率であるのに対して、学部数の多い総合大学では20%台と高いことがわかった(第3章)。各大学間の蔵書の重複率については、例えば、目録所在情報データベースに登録された1988年出版資料についてみると(1989年10月調査、約90大学)、重複は和書で6.45、洋書で3.54と報告された例がある。すなわち、和書の約85%、洋書の約72%は重複資料である(この場合、大学内の重複は無視している)。重複受入れ資料は利用者の要求を満たすため短期的には必要とされるが、年数を経るにしたがって書架の利用効率を低下させる要因となっており、効果的な利用のためには書架からの抜き取りが必要とされる。

(3) 管理換と廃棄

大学図書館の蔵書のなかには、利用頻度が低下した資料、改訂・改版により不用となった資料、重複して受け入れられ不用となった資料、はじめから短期間の利用のために受け入れられた資料などがある。これらの資料は、有効利用のために他の機関へ管理換を行って再利用を図ったり、不用資料として廃棄したりして蔵書を活性化する必要がある。米国の大学図書館では、平均して年間受入れ冊数の5%程度を除籍しているといわれている。また、今回、当調査研究班での分析(ARL Statistics 各年度)によると、米国の主要な大学図書館の年間除籍冊数(年間の受入数と増加冊数との差)の最近16年間の平均比率は14%を越しており、積極的な除籍が行われているようである。一方、わが国の大学等図書館ではあまり管理換や廃棄は行われていない。アンケート調査によると、国立大学図書館のうち、「最近5年以内に他機関などへ管理換を行ったことのある」図書館は約35%であり、管理換した図書や雑誌等の数量は国立大学全体で約5万冊に過ぎない。また、「最近5年以内に廃棄を行ったことのある」図書館も僅か約26%であり、廃棄した図書、雑誌等の数量も全国で約6万冊と微々たる冊数である。廃棄を困難にさせている理由として、

- ・個々の資料について不用・廃棄の是非の合意が得られない
- ・手続きが煩雑である
- ・規程類が未整備である
- ・他大学等の図書館で保存されているという保証がない

の順となっている。

このことは、保存に対する明確なシステムが存在していないことを示しており、なかでも「他大学等の図書館で保存されているという保証がない」という理由は、共同保存図書館の設置によって、資料が確実に保存されることとその資料が迅速に利用できる保証が得られることにより解消され、廃棄の状況は相当変わるものと考えられる。

管理換や廃棄の処理手続きは、最近受入れられた図書に関しては目録のデータベース化

が行われており処理も大幅に軽減されるであろうが、今後はより迅速で簡潔な処理手続きが検討されるべきである。また、各大学図書館にとって図書館資料は財産として扱われており、設置者を異にする国立、公立、私立大学間で図書館資料の移動を行うための法規上の問題解決も必要であろう。

5. 分担収集・保存の状況と課題

館種別、分野別、地域別など複数の図書館間で相互に協力して計画的に資料を収集し、全体として無駄な重複を避けて保存する方式として分担収集や分担保存がある。

(1) 分担収集・保存の現状

分担収集の例としては、かつて米国で、ヨーロッパの新刊学術研究資料を少なくとも1部を米国内のいずれかの研究図書館や大学図書館で確実に分担収集しようとするファーマントン計画 (Farmington Plan) が著名であり、約30年にわたって分担収集が行われた。欧州ではドイツの分担収集計画である「特別収集領域計画」(SSGP; Sondersammelgebetsplan) などがある。(第3章第1節)

近年、特定研究分野や主題を中心とする各種の研究資料センター等が設置されてきたが、そこではそれぞれの特定分野の研究資料の収集が行われ蓄積されている。国文学研究資料館など大学共同利用機関を始め、国立大学に付置されている人文社会科学系文献資料センターや自然科学系資料センターなどであり、全国的な資料収集において特定研究分野を分担していると言える。(資料編1②)

しかし、わが国の大学図書館間ではこれまで資料収集上の相互協力はあまり行われず、わずかに地区内の大学図書館間で外国新聞や雑誌・適刊誌の分担保存、日本医学図書館協会加盟館における地区内での雑誌の分担保存などの例があるほか、本格的なものはまだ少ない。これまで全国的なレベルの分担収集が行われなかったのは、資料収集、図書選択手続、図書購入予算などすべての業務において、先ず自館の研究者のみの利用を最優先とする方式になっているわが国の大学図書館における閉鎖性に起因していると思われる。

(2) 外国雑誌センター館による分担収集・保存の状況

外国雑誌センター館は全国的な分野別の分担収集と分担保存の例である。外国雑誌センター館は昭和48年の学術審議会「学術振興に関する基本的な施策について(答申)」に基づき、学術研究を進めるうえで極めて重要な一次情報である外国雑誌を分担して体系的、網羅的に収集を行い、文献複写等による情報提供を行う機関として、文部省が昭和52年度以降、9つの国立大学図書館を指定して設置されたものである。分野は自然科学の医学生物学系、理工学系、農学系及び人文・社会科学系の4分野で、センター館全体では毎年約2万種の、特に国内で未収集・欠落の雑誌などを重点的に収集している。(資料編1①)

外国雑誌センター館に年間に申し込まれる文献複写件数は国立大学が受付ける全体の約3割を占める程に集中的に利用されており、学術情報システムを構成する重要な機関とし

て定着し、機能している。

更に、学術情報センターのデータによれば、ILLシステムを通じて外国雑誌センター館所蔵の学術雑誌への文献複写要求は、学術雑誌の出版年が最新3年以内で半数近くを占め（45.3%）、5年以内で6割（60.9%）、10年以内で8割（79.6%）に達するという。特に、自然科学系の雑誌では出版年の新しい雑誌への要求が顕著である。このセンター館制度が開始されて既に16年が経過したが、各センター館では蓄積されたバックナンバーの保存スペースの確保に膚心しており、出版後年数を経て利用頻度の低下した学術雑誌の収蔵対策が望まれている。

第3節 資料保存システムの考え方

1. 基本的な考え方

新しい資料保存システムを検討する上での基本的な前提として、以下の点を考慮する必要がある。

- ① 学術資料の利用者である大学研究者にとって最適なシステムであること。
- ② 学術資料を確実に後世に保存、継承できるシステムであること。
- ③ 大学の学術資料は、全体の共有資源であるとの理想が実現できるものであること。
- ④ 現在、わが国の学術情報流通の基本的なシステムである学術情報システムと整合性をもつこと。
- ⑤ 合理的かつ経済的なシステムであること。

この前提に立った新しい資料保存システムの考え方は以下のようなものである。

(1) 資料保存の一次的役割

資料の収集は、当該資料を必要としている各大学において行われるので、こうして収集された資料の保存に関する意思決定は、現にそれを所蔵している大学においてまず行うことがもっとも適切であろう。利用者の身近に必要な資料を保存し、提供することは、各大学が持つべき基本機能である。資料保存の一次的役割は、その資料を収集した各大学が担うものであることは明らかである。

(2) 不用資料、重複資料の集中保存

各大学において不用となった資料や必要性が減じた重複資料をそれぞれの大学において保存することは、保管スペースの圧迫要素であり、かつ保管スペースの効率等の点からも無駄が大きい。このような資料を集中して、限定された部数のみを保存することにより大幅な合理化をばがる必要がある。また、保存費料を1ヶ所に集中保存することにより保存に要する経費等について規模の経済によるメリットを得ることができる。また、酸性紙劣化対策においてもマイクロ化や電子媒体化の処理を集中することによって経済的な効果を得ることができる。

(3) 保存に関する意思決定と情報流通

ある資料を保存するか否かの決定は、資料保存システムにとって最も基本的な判断事項である。資料保存システムから見た場合の判断とは、当該大学でその資料の保存を続けるか否か、もし当該大学で保存しない場合に全国的な見地からみてそれを保存するか否か、さらにその場合誰が保存するかなどである。資料保存システムにおいては、こうした判断が合理的にかつ能率よく実施できるような方策を講ずる必要がある。このため、例えば、同一資料について最低限全国レベルで確保・保存すべき部数の設定や、全国レベルで保存すべき資料についての実際的な判断基準と判定方法などの共通のルールの設定が必要であ

る。

また、この場合、判断に必要な各資料の保存状況についての情報が全国的に流通していることが必要不可欠である。保存状況についての情報は、個々の資料についての書誌情報と所在情報（所蔵大学）に若干の保存情報（資料の劣化の程度など）を付加したものを想定できるが、これはシステム的には学術情報センターの目録所在情報システムとして既にほとんど実現されている。しかし、当面保存の対象として考慮される古い資料については、大部分の書誌情報、所在情報がまだ登録（いわゆる遡及変換）されていない状態にある。このため各大学で引き続き保存する資料についての遡及変換を推進する必要がある、このことは、基本的には利用のためにも必要とされることである。さらに、各大学で不用な資料については、集中化と同時に遡及変換が行われる方式を工夫する必要がある。いずれにしても、目録所在情報システムを利用することが必要不可欠である。

（４）学術情報システムのサブシステムとしての資料保存システム

学術情報システムにおいては、一次情報の収集・提供機能が重要な機能の一つとして位置づけられており、各大学図書館と外国雑誌センター等がその機能を担う分散型のシステムとなっている。先に述べたように、収集、保存、提供は相互に密接に関連した機能であるので、資料保存システムは学術情報システムの一次情報の収集・提供機能のサブシステムとして位置づけるのが最も適切である。

学術情報システムにおいては、資料の所在情報のシステム化（目録所在情報システム）と資料利用申し込みのシステム化（ILLシステム）、資料配送のシステム化（図書館間相互貸借・複写サーピス）が実現しており、資料保存システムにおける提供機能の実現には、これらのシステムをそのまま適用することができる。

（５）資料保存システムの対象機関

学術資料の収集・保存は、国立大学独自の課題というよりは、むしろ公立・私立大学、大学共同利用機関、短期大学等を含めた大学等教育研究機関全体の課題である。学術情報システムは、大学全体を対象として構築されているものであり、資料保存システムも同様に大学等教育研究機関全体を対象として考慮すべき課題であろう。

ところで、わが国には国立国会図書館など学術資料の収集、保存を担っている機関が存在するが、前章第２節１でも述べたように、学術資料の収集・保存・利用の中心的役割を果たしているのは大学であり、国立国会図書館とは収集している資料の内容において異なっている。国立国会図書館関西館設立構想においても、共同保存利用プロジェクトが計画されており、同館と適切な役割分担等について協力を行うことは必要であるが、まず各大学および大学間において資料保存のシステムを確立することが基本である。

２．資料保存システムの機能と構成

このような考え方に基づいた資料保存システムは、次のような機能と構成を持つもので

ある（学術情報システムにおける資料保存システムの構成を図1に、また、資料保存システムの各構成要素の関連を図2に示した）。

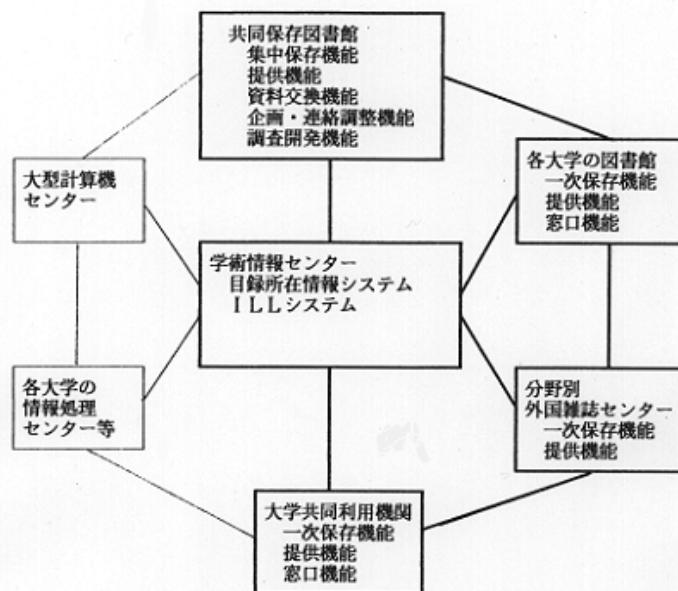


図1. 学術情報システムにおける資料保存システムの構成

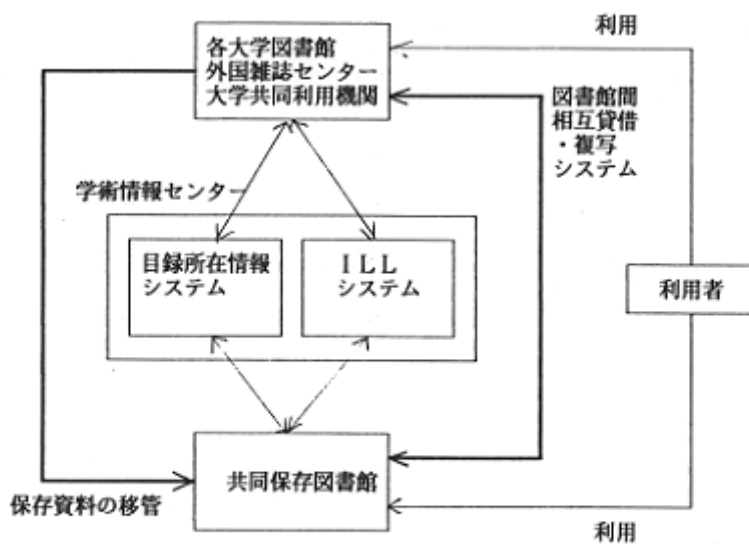


図2. 資料保存システムの構成要素の関連図

① 一次保存機能

各大学は一次保存機能を担う。すなわち、各大学は自身の判断で必要資料を保存し、他

の大学の利用に応じる。各大学で保存の必要がなくなった資料は、次の集中保存機能によって保存される。

② 集中保存機能

資料の保存を国全体として合理的に保証するために、各大学で保存の必要がなくなった資料の集中保存機能が必要である。集中保存機能が存在することによって、各大学は不用資料や必要性の減じた重複資料を保存する必要がなくなり、全体として効率的な保存体制が実現できる。また、酸性紙による劣化資料対策などの保存のための処理を集中化する。集中保存機能を具体的に担う組織は、いわゆる共同保存図書館である。

③ 情報流通機能

学術情報センターの目録所在情報システムに資料保存のための機能を付加することによって、保存情報を合理的に全国に流通させることが期待できる。また、集中化に伴う事務（情報）処理は基本的には書誌、所在情報の登録、変更、通知であるので、このような処理も目録所在情報資料保存システムの中で適切に処理できることが望ましい。情報の入力、維持・管理は、各大学と共同保存図書館が行う必要がある。

④ 提供機能

保存資料を利用者に提供する機能であり、資料の提供者としての機能、利用者との窓口機能、提供者と利用窓口あるいは利用者との間の情報交換機能、資料の配送機能等に細分される。明らかに各大学と共同保存図書館は提供者及び利用窓口としての機能を担う必要がある。情報交換機能は学術情報センターのILLシステム等、資料の配送機能は図書館間相互貸借・複写システムによることができるが、一方、共同保存図書館については、利用者への直接サービスも考慮すべきであろう。

⑤ 企画・連絡調整機能

資料保存システムは基本的に分散型のシステムであるので、システム全体の企画、連絡調整機能が不可欠である。

⑥ 調査開発機能

保存のための新しい技術の開発・応用や、国内の大学外の機関との保存協力、国際的な保存協力に対応するための調査開発機能が必要である。

企画・連絡調整機能や調査開発機能の担当組織として共同保存図書館を考えることができるが、学術情報システム全体の中での位置づけなどさらに検討する必要がある。

3. 共同保存図書館

共同保存図書館は、上述の集中保存機能、提供機能、企画・連絡調整機能、調査開発機能を担うが、さらに、具体的な機能として以下のようなものを想定する。

(1) 集中保存機能

各大学において不用となった資料、または必要性の減じた資料を共同保存図書館に集中

し保存する。このため、保存に適した施設を新たに設置する必要がある。保存資料の種類は限定する必要はないが、当面、単行書、雑誌等の印刷資料を主体とし、マイクロ資料、視聴覚資料などに拡大する方式が現実的であろう。共同保存図書館への資料の移管は、主として管理換による。すなわち、移管した資料の所有権は共同保存図書館に移管するが、寄託等の方法も考慮する。酸性紙による劣化資料の保存も行い、また各大学に保存されている劣化資料も含め、他の媒体への変換などの集中処理を一元的に行うとともに、個々の大学における保存対策への支援、協力も行う。集中化された資料の情報は、目録所在情報システムによって全国に流通させる。

(2) 収集機能

集中化した資料の欠本補充や、大学において収集が困難な灰色文献 (grey literature)

等の収集・保存を行い、単に大学からの保存資料の集中化にとどまらず、大学において収集が困難な学術資料の収集の拠点として位置づける。

(3) 提供機能

集中保存資料や収集資料の貸出および複写等による利用者への提供を行う。提供サービスは、ILLシステムと大学図書館間相互貸借・複写システムによるもの、共同保存図書館への直接来館者へのサービスの他、遠隔地の利用者への直接サービスについても検討する。また、諸外国からの利用要求にも対応する。

(4) 資料交換機能

共同保存図書館に集中化される資料の余部を利用して、外部の機関や諸外国との資料交換、寄贈を行い学術資料の有効利用を図る。

(5) 企画・連絡調整機能

資料保存システムに関する企画や大学との連絡調整を行う。

(6) 調査開発機能

保存のための新しい技術の開発・応用や、国内の大学外の機関との保存協力、国際的な保存協力に対応するための調査研究を行う。

4. 各大学における一次保存機能の拡充

資料保存システムにおいて各大学が担う一次保存機能は、利用者の身近に必要な資料を保存・提供するための基本的な機能であり、学術情報システムの一次情報収集・提供機能そのものとも言える。資料は毎年増加していくので、各大学の保存施設の拡充、改善は極めて重要である。わが国の大学はアメリカ等の大学と比べても資料の集積量が貧弱であり、いわば成長の途上にあるといえる。資料保存システムにおいても各大学の拡充が基本であり、同時に、共同保存図書館を設けることによって、全国的なレベルでの合理的、効率的な発展を期することができる。

第Ⅱ章 構想編

第1節 共同保存図書館の試案

1. はじめに

国立学校が保有する建物面積は、平成5年5月現在、2,002万㎡であり、そのうち通常改修等が必要とされる経年20年以上の建物面積は、982万㎡で全体の49.0%を占め、総体的に老朽化が進んでいる。今後の文教施設整備は、既存建物の老朽化対策が重要な施策の一つとなることが予想される。しかしながら、図書館施設は、“情報資源の共有”を強かに推進するとともに、“資料の保存”を保証するという基本理念を実現するための根幹ともなるものとしてその整備が重要な課題となる。ここでは図書館資料の保存を保証する有効な手段としての共同保存図書館を構想するものとして、ひとつのモデル案を提示するものとする。

2. 立地の条件

共同保存図書館が果たすべき役割の中には、現物貸借及び文献複写サービスをはじめとする利用者に対する種々のサービス提供が含まれ、これらのサービスは迅速な対応が求められる。このため立地条件としては、

- ・交通の便がよいこと
- ・施設の拡張も必要となってくるため敷地にゆとりがあること
- ・人的資源が得やすいこと
- ・災害等の恐れが少なく、有効な防護手段が講じやすいところ

などが挙げられる。

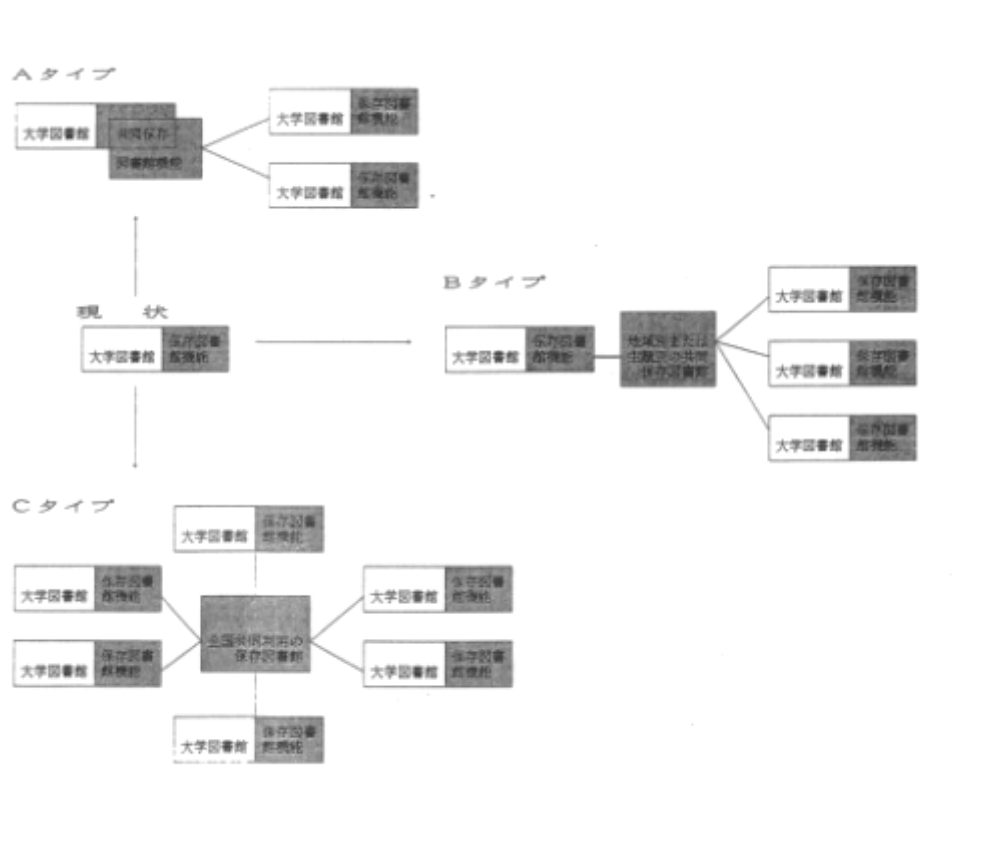
これらの条件を総合的に勘案すると、共同保存図書館を設置する場所は、多くの都市機能が存在する都市に比較的近い地域での設置が望ましいと考えられる。

3. 施設の設置形態

共同利用の保存図書館を設置する場合、いくつかの設置形態が考えられる。現段階では、まず、それぞれの大学図書館が有する保存図書館機能を点検・整備することが必要であろう。このことによって、学内各部局間の図書館資料の重複が明らかとなり、これを調整することにより収蔵スペースの有効利用を図ることができる。また、その結果、利用が少ない資料や重複等で必ずしも個々の大学で保存する必要がなく一括して保存し、共同利用に

委ねてもよいものが、保存図書館の対象資料として区別されてこよう。

複数の大学による共同利用の形態としては、先ず、現在の外国雑誌センターと同様に特定の附属図書館を指定してそこに併置することが考えられる（図、Aタイプ）。このタイプでは、特定の大学から施設スペースの提供と人的支援を受けて運用される。ここでは、各大学から保存図書館に提供される重複資料の調整・廃棄等が主な仕事となる。また、保存図書館に指定された大学の所蔵資料も共同利用して併せて活用でき、より有効な図書館サービスが期待できる。



次に、保存資料の増加に伴い、特定の大学に付設して、地域別あるいは主題別に共同保存図書館をいくつか設置していくことが考えられる（図、Bタイプ）。この場合、既設の大学図書館から、施設・機能を組織的にも分離することによって、保存図書館が参加館による共同経営としてより機能的に運用できるとともに、このような保存図書館を複数設置することにより、万一の災害から資料を保護する効果もある。この場合、資料の種別や配送の便等を考え、先ず地域別による分担保存・収集が優先されよう。また、このような分担保存・収集資料の主題等を専門主題別にするることによって、対象となる保存資料の明確化及びその収蔵効率を一層高める効果もでてこよう。

さて、最終段階としては、全国の大学図書館が相当多数参加して、大規模でしかも国家的レベルでの共同保存・共同収集の機能を持った独立機関が考えられよう（図、Cタイプ）。共同利用機能を一元化することによって運営経費の節減が図られ、また、参加館の

分担金等は、資料の保存経費等に回すことによって、官庁刊行物を含む多数の貴重な学術文献を収集するとともに未来へ確実に保存することができ、また、劣化資料の修復・保存等の事業も全国的なレベルで一層充実して行うことが期待できる。

4. 施設の規模と設備

国立大学図書館が年間に受入れる図書の数は、平均約 200 万冊であり、これに対応する図書館施設の必要面積は約 2 万㎡である。すなわち、全国の国立大学が、規模の差こそあれ、毎年新たに生ずる必要な空間を確保しなければならないということである。

今回行ったアンケート調査の結果から、共同保存図書館が設置された場合に、図書を「直ちに移したい」、あるいは「近い将来移したい」と答えた大学の数は全体の半数を越えている。また、移す図書や雑誌の数量については、質問の数量に幅があり確定することは困難であるが、各々の上限値で試算した結果、重複も含んで約 350 万冊と推計出来る。さらに、「いずれかの時期に移したい」と答えた大学も、全体の約 40%ある。一方、共同保存図書館は当初、国立大学を対象としながらも、順次、公立、私立大学も対象に拡大していくことも勘案しておかねばならない。それらのことを給合して、全国的レベルの独立した共同保存図書館の施設の規模は、概ね、収蔵冊数 500 万冊、施設面積は収納効率を高め 1 万㎡と試算した。

共同保存図書館は図書館機能のうち、保存機能に力点が置かれた施設である。したがって、施設は書庫スペースが中心となり、管理的スペース及び必要最小限の閲覧スペースを加えたもので構成されることになる。

図書や雑誌を効率的かつ経済的に収蔵できるように書架の形式および収納の方式については、書庫内には自動書庫（図 3）を中心に集密書架等を導入し、コンピュータと連動したオートメーション化を行い、さらに、安全性を持たせると同時に極力無人化して人件費のコストを抑制する。この方式は、米国のカリフォルニア州立大学・ノースリッジ校図書館で既に実用化されている。

保存対象とする図書館資料のうち、マイクロ資料、視聴覚資料、電子化資料などのいわゆる非図書資料や劣化資料については、各資料が持つ様々な性質を的確に把握の上、これら資料にとって最適な保存環境設備を設ける。例えば、個別の室ごとに空調を行い最適な温湿度の環境とし、資料の素材によってはさらに耐火構造の保管庫に収容するなどし、また、塵埃や有害な紫外線などの劣化要因からも防止するよう配慮する。

収集した図書館資料の収納・保管については、従来の分類順などの配架方法にとられない方法とする。そのためには、資料への個々の分類や請求記号等の付与を省略し、バーコードなどによる一連番号によって管理し、貸出及び返却・収納の処理を行うことが考えられる。書架への返却・収納は、書架上のアドレスを予め指定せず、コンピュータによって返却の都度アドレスを記憶させて行う方式が有効と考えられる。また、配架に関する情

報は常にOPAC（オンライン目録）上に反映させるものとする。

その他、不測の事態が生じた場合に被害を最小限に食い止める構造にすることなど、施設的设计上の配慮も必要である。

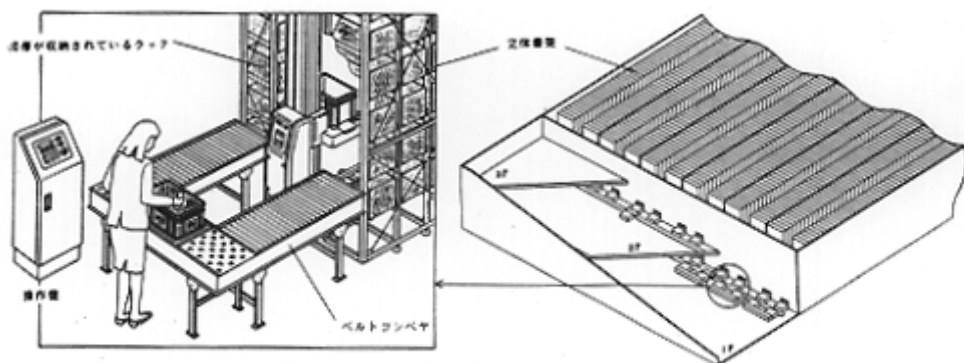


図 3. 施設内の概念図（自動書庫システム）

第2節 共同保存図書館の事業

1. 情報提供サービス

集中保存された資料は学術研究のために有効に活用するため、以下の情報提供サービスを行うとともに将来にわたって保存する。

① 大学図書館へのサービス

- ・NAC S I S - C A Tによる所蔵情報の提供
- ・I L Lサービス（文献複写、現物貸出）
- ・所蔵資料に関する参考業務。

② 来館者へのサービス

- ・O P A C（オンライン目録）検索
- ・文献複写
- ・館内閲覧、館外貸出
- ・所蔵資料に関する参考業務

③ 大学図書館相互の資料移管の仲介サービス

共同保存図書館システムは、各大学図書館と共同保存図書館間相互のシステムであると同時に、大学図書館間相互で所有する学術資源を有効に移管できるよう共同保存図書館がその企画、連絡調整の役割を果たす。各大学図書館はその欠落補充や相互間の移管をシステム上でリアルタイムに処理する。

④ 学術資源のリサイクルサービス

共同保存図書館で必要とする部数を越える図書館資料や、各大学図書館に寄贈などで送付されながら受入れられなかった新刊図書、新刊雑誌などの資料を集め、内外の諸機関に対する資料提供をはじめとして有効に活用する。

平成4年10月に開催された第5回日米大学図書館会議において、米国側から出された「日本研究コレクション」充実のための資料提供に資することも可能であろう。

大学図書館への現物の貸出は、郵送によるほか宅配業者など外部委託により行い、迅速で合理的なドキュメント・デリバリー・サービスを行う。また、文献複写については、電子複写を原則とするが、マイクロフィルムによる複製を希望する場合は、マイクロフィルムで提供し、また、電子複写に耐えられない資料はマイクロフィルムに撮影のうえ、焼き付けによって提供することとする。これらの業務は外部委託によって行い、事務処理の合理化を図る。

2. 集中保存する資料の種類と形態

大学図書館にとって必要な図書館資料は、単行書、雑誌、マイクロ資料、視聴覚資料、電子化資料などである。共同保存図書館では、いずれをも対象にすべきであるが、一挙に行うのは困難を伴うことも考えられるので、当初の段階では単行書、雑誌を集中保存することから始め、順次対象資料を拡大することが望ましい。

① 単行書

共同保存図書館が集中保存対象とする単行書は学術情報センターの目録所在情報データベース（NACSIS-CAT）に登録されているものがその範囲となる。したがって、小冊子類でもデータベースに登録されているものは集中保存の対象となる。最近、いわゆる灰色文献の収集が課題となっているが、これらの資料を共同保存図書館が一元的に集中保存することも考えられる。外国の学位論文や科学研究費による報告書なども対象となろう。保存する部数は、永久保存用のほか、各大学図書館からの利用要求によって館外貸出しを行い、また共同保存図書館に直接来館する利用者の閲覧にも供するために最低限必要な部数となる。これを越える部数については、後述の国際交換用など学術資源のリサイクル用として有効に活用する。

② 雑誌

雑誌は館外への貸出は行わず、電子複写によって提供することを原則とする。保存する部数は1部を原則とするが、複写による破損や資料の劣化も考慮してその際の移管による補充についても留意しておかなければならない。

学術情報センターのILLシステムによる文献複写依頼の状況を見ると、学術雑誌への需要は刊行後10数年分に集中しており、30年以上を経た学術雑誌の需要は極端に低下している。このことから各大学図書館では最近の雑誌を保有し、利用頻度の低下したバックナ

ンバーを共同保存図書館に集中的に移管すれば効果的であろう。なお、大学の紀要類についても集中して保存することも考えられる。

③ 酸性紙等劣化資料

共同保存図書館は、各大学図書館所蔵のうち酸性紙等により劣化しつつある学術資料保存のための研究開発とその保存事業などを一元的に行う。また、各大学における劣化対策に対し適宜相談に応じるなどの協力を行う。なお、大学図書館から劣化資料を移管し、マイクロ資料や電子媒体等に変換して保存し、変換媒体による利用者への提供も行い、オリジナル資料は適正な保存環境の保管設備に収容することによって現物の延命措置を講じる。これらの具体的な方法等については、今後の検討が必要である。

④ マイクロ資料

初期段階では集中保存の対象外とするが、重複により移管を希望するマイクロ資料および各大学で書庫の室温、湿度など良好な保管環境、施設が得られないことにより移管を希望するものは寄託等により共同保存図書館に保管し、利用に供する。

⑤ 視聴覚資料

この種の資料も初期段階は対象外とする。将来は、映像資料、音声資料などの学術的な視聴覚資料も保存の必要がある。いずれはフィルムライブラリーや映像ライブラリーを保存図書館の機能の一つに加えることも有意義である。

⑥ 電子化資料

初期段階では集中保存対象外としているが、最近、雑誌等一次資料がCD-ROM化される例が増えており、今後更に進展することを勘案すれば、早い時期に、共同保存図書館に移管される電子化資料は増加するものと思われる。また、周辺機器の進歩に対応した、新しい媒体への変換事業も一元的に行うことも必要であろう。

第3節 共同保存図書館の運営

1. 運営の方法

共同保存図書館は以下に配慮して運営することとする。

- ・要員の確保が困難なことから、業務は出来るだけ外部委託方式とする。
(文献複写、電子計算機管理、資料のマイクロ化・電子化、搬送などの業務)
- ・資料の移管にあたっては、効率的な処理システムを構築する。
- ・資料の収納にあたっては、効率的、合理的な方式とする。
(自動書庫・集密書庫等の設備、資料の配架方式——資料の分類を省略し、一連番号のバーコード等による在庫管理、貸出・返却処理——など)
- ・保存図書館の利用に要する経費は原則として受益者負担とする。

(文献複写、現物貸借、資料の移管に要する運送費などの経費)

2. 資料の集中保存の方法

① 移管による集中保存

共同保存図書館への資料の集中保存は、学術情報システムに参加する諸機関を収集源とし、移管等による方法を中心に蔵書を構築する。

共同保存図書館への資料の移管方法は、国立大学からの物品の管理換等にあっては、従来、行われてきた手続きにとらわれない全く新しい発想で、迅速、簡便で効率的な手順で実行されなければならない。それには大学図書館が協同して、学術情報システム上でオンライン処理によりリアルタイムで行う資料の移管システムが考えられる(図4)。この流れの中で各大学内での除籍に至る手続きの簡素化も図られるべきである。また、前述のように、特に、設置者を異にする場合の図書館資料の移管に際しての法規上の問題を解決しなければならない。

資料保存システムは大学図書館のための共同のシステムであることから、共同保存図書館に移管する資料の事務処理は全面的に大学図書館において行うことを原則とし、共同保存図書館では主として集中保存された資料に対する受入データの入力などの事務処理を行うなど省カ化し、資料が到着次第速やかに利用に供される方式が望ましい。

なお、大学図書館においてデータの入力されていない資料や、寄贈されながら受入れられなかった新刊の図書などの資料を共同保存図書館に移管する場合には、所定のフォーマットによる書誌データを現物に添付して移送するなど、共同保存図書館における業務処理の省カ化に協力することも必要である。

なお、共同保存図書館においてすでに必要な部数を所蔵しているものや更に追加して部数が必要な資料について、各大学図書館が共同保存図書館の目録所在情報データベース上で判別出来るようメッセージを表示するなどの方式も効果的であろう。

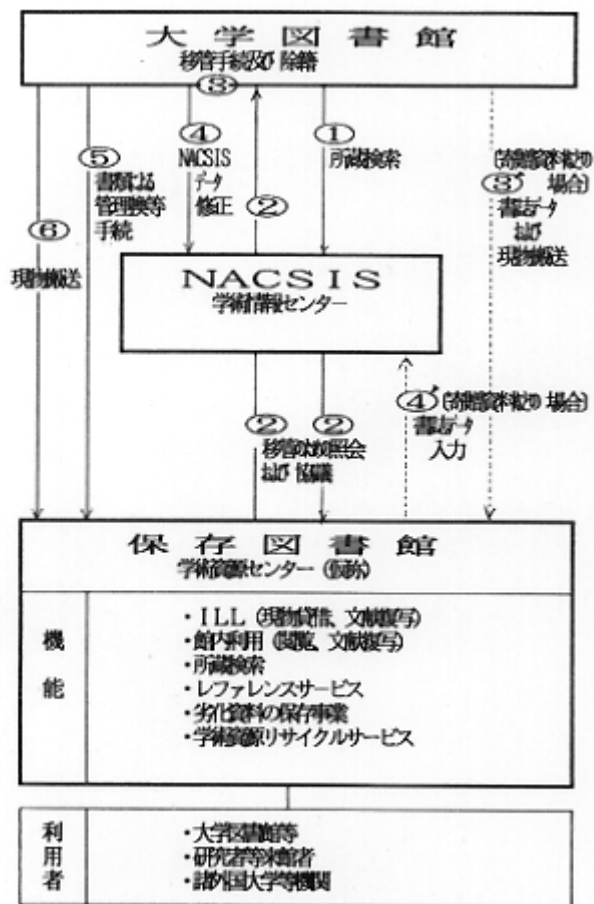


図4. 資料移管システムの概念図

大学図書館はまず、資料の移管にあたって共同保存図書館とオンラインにより画面上で移管の協議を行う①②。移管することとなった資料について大学図書館で除籍手続きを完了させ③、学術情報センターの目録所在情報データベース上の所在コードを参加館から共同保存図書館に変更し④、現物を共同保存図書館に移管、搬入する⑤⑥。なお、大学図書館に受入れていない寄託資料などを移送する場合は、所定のフォーマットによる書誌データを現物に添付して搬送し⑦、学術情報センターへの書誌データの入力は共同保存図書館で行う⑧。

② 寄託による保管

特に、特殊資料や特定のコレクション、或いはマイクロ資料などで個々の大学機関で収蔵施設・設備が不十分であるといった理由で共同保存図書館に保管の希望がある場合は、寄託という方法で預かる。これらの資料は特定の大学に置かれているよりも共同保存図書館に置かれた方がより効果的に利用され得るものもあるであろう。寄託図書館の所有者はその寄託者側にあるが、寄託されている間は他の移管された図書館資料と全く同様に共同利用に供される。寄託する側にとっては、学術資源の有効な利用が図れるとともに収蔵スペース面の確保も得られることになる。

③ 購入による収集と蔵書の構築

共同保存図書館が集中保存する資料は、大学図書館から移送される資料を中心に集積されるが、集積された資料を有効に再利用に供するためにはその蔵書について常に分析、評価を加え、適正な蔵書の構築につとめなければならない。そのためには、例えば、欠本・欠号で参加館から入手できないものや、学術資料として共同保存図書館に所有する必要がある

あるものは購入によって補充するなどの借置も必要であろう。

④規程類の整備

共同保存図書館に資料を移管、寄託、収集するに際しては、業務が円滑に遂行されるよう資料の受入れ基準、受入れ手続要領、寄託手続要領などの各種の規程類を整備するものとする。

3. 内外の関係組織との協力

共同保存図書館は、国立国会図書館、大学図書館・資料保存機関等、国外の大学の共同保存図書館及び日本研究機関・図書館等などの関連組織と密接な連絡をとりつつ運営を行う必要がある。

第三章 調査・分析編

第1節 保存システムに関する内外の動向

本節をまとめるにあたって、各種文献の調査に加え、幾つかの保存図書館等を实地調査した。また、Center for Research Libraries (CRL) 等外国の幾つかの機関に対しては直接アンケート形式の照会を行った。

1. 国内の動向

外国の学術雑誌と特定分野の資料の収集・保存については、外国雑誌センターと文献資料センターによって整備されている。大学図書館の分担保存はこの他に、新聞や雑誌といった限られた資料を対象としていくつかの地域ネットワークが細々と活動しており、長いものは20年以上の活動歴がある。その反面、計画半ばにして挫折したものもあり、分担収集・保存の難しさをみることができる。

大学図書館では書架スペースの不足に対し、図書館の増改築や集密書架の設置等で乗り切る場合が普通であるが、その一方で学内に共同の保存施設を作り、稀有資料を移管して共同利用すると同時に重複したものを廃棄しあるいは管理換を行い図書館資料の減量を図ろうとするのが東京大学や京都大学の雑誌バックナンバー・センターである。これらは書庫の一部を当てられた施設であるが、それに対して独立した保存図書館のモデルとして立教大学新座保存書庫がある。

近年、倉庫業者の中には書籍専用保管庫をもつ専門業者もあらわれており、書架スペースの不足に悩む大学の中には、委託保管コストと建設コストを比較して、稀有資料を倉庫業者に委託保管するところもでてきている。

館種は異なるが、共同保存図書館として運用している施設として農林水産研究情報センターデポジトリと協同組合図書資料センターがある。また、保存図書館的性格をもつ法政大学産業研究情報センターは、灰色文献の保存という点から特異な存在である。公立図書館では、県立図書館レベルで分担保存・共同保存の動きがみられる。

このような状況で発表された国立国会図書館関西館（仮称）の共同保存利用プロジェクトは、稀有図書の共同保存図書館構想として、今後の動向が注目される場所である。

①地域ネットワークによる雑誌・新聞の分担保存

現在、大学図書館を中心として活動している分担保存の主なものを次表にあげる。

地 区	参加館（館数）	開始	対象資料	備 考
-----	---------	----	------	-----

大阪地区	国公私(7)	S43	新聞	国内5紙 国外7紙
関東地区	医図協(41)	S57	マイナー逐刊	雑誌34誌 新聞21紙 2部保存
中国四国地区	医図協(10)	S63	国内誌	2200誌 2部保存
東京西地区	国公私(34)	H1	外国新聞	24誌 28点
京都地区	私(31)	H5	新聞雑誌	国内外39紙 国内外64誌

このほか参加館の所蔵リストを交換することで活動を休止した例もあるが、館種を越えた種々の分担保存の活動や計画から保存システムに対するニーズの大きさが窺える。

②各図書館等における保存システムの事例

ア. 立教大学新座保存書庫

立教大学新座保存書庫は、わが国の大学図書館における独立施設の保存図書館の先駆である。書架狭隘となり本館・学部図書室の低下した図書館機能の回復を図るため昭和57年に建設され、稀有資料の集中保存を行っている。敷地は池袋の本部キャンパスから30km離れているため、FAXとバイク搬送便により文献供給を行っている。書庫地階を集密書架とし、計算上70万冊余り収蔵できることになっているが、分類順配架は予想以上のスペースをとり、開設10年余りで、既に将来的な収蔵スペースの増設がひとつの課題となっている。

イ. 東京大学、京都大学雑誌バックナンバー・センター

いずれも昭和60年に設置され、ア.部局図書室の雑誌バックナンバーを集中保存し、共同利用を行い、あわせて収蔵スペースの狭隘化の緩和を図る、イ.総合図書館または中央館の一部を当てた付帯施設である、など、施設の性格・設置形態・対象資料等の両者の共通点は多い。総合大学の場合、部局図書室を含めた包括的な保存システムの構築が必要である。また保存施設自体にも収容力に限界があり、設計時に将来的な変動要素に対する配慮が必要である。

ウ. 法政大学産業情報センター

昭和61年開設され、産業・経済学、経営学分野の保存図書館としての性格をもつ。産業・経済学、経営学分野の和雑誌のコア・ジャーナル1,500種の収集に加えて、政府をはじめとする各種機関の灰色文献や企業の年次報告書等を収集する。灰色文献等は、他の専門図書館等機関で一定期間経過したバックナンバーを定期的に寄贈受入するものである。このような館種を越えた収書協力のシステム化も今後の保存図書館活動には重要な視点のひとつである。

エ. 農林農水産研究情報センターデポジトリイ

昭和53年10月農林水産省所管の試験研究機関(29機関)の研究情報センターとして発足した。当初よりデポジトリイ機能を担い、稀有資料を集中保存し、共同利用を図っている

。資料の移管は、センターの受入計画に従い、各機関で除籍手続きの済んだものを基準に照らして受け入れている。なお備品登録されている資料は管理換を行う。大学図書館と試験研究機関の図書館とでは、資料の性格・規模等に相違がみられるが、農林水産省の研究情報システムの中で共同保存が位置づけられて、研究情報の流通の観点から統合的に保存システムが運営されている点は参考に値する。

オ. 山梨県公共図書館協会の雑誌保存

加盟館のスペース問題の解決と相互利用を通じた共同利用を目的とし、平成2年の第1回加盟館協議会で保存雑誌を決定し、平成4年3月現在、20の加盟館で575誌の分担保存を行っている。保存の分担は、市町村立図書館が地域に関係のある郷土研究誌、同人誌、学校誌、一般誌等を保存し、県立図書館が、各部門の代表的な専門誌、学術誌、図書館関係誌、郷土関係誌等を担当する。前述した大学図書館間の新聞等の分担保存が加盟館の平等分担を原則とするのに比べ、市町村立図書館を新着資料と郷土資料の提供館とし、県立図書館をそのバックアップ図書館と位置づけている。

カ. 滋賀県立図書館資料保存センター

公共図書館における保存図書館の例として、平成4年に設立された滋賀県立図書館資料保存センターがある。書架スペースについては、県立図書館は築後12年を経て満杯に近く、また県内の市町村立図書館のそれも深刻であることから、県立図書館新書庫の新築を機に、県内の公共図書館の稀用図書を集中保管する資料保存センターとしての役割を果たすこととなった。移管手続きは、簡単に行えるよう送付側で除籍を行い、資料とともに除籍データ・リスト等を送付する。センターでは、所蔵データと照合し、必要資料は受入れ、不用資料は希望館にリサイクルする。また、将来の収蔵スペースの拡張に備え、集密書架を導入できるよう床加重が配慮されている。公共図書館では初めての共同保存図書館であるが、富山県、神奈川県でも同様の構想が検討されている。

キ. 協同組合図書資料センター

昭和54年に農業協同組合中央機関、全国漁業協同組合連合会および日本生活協同組合連合会の三者の協同出資により都心から1時間半の町田市の中央協同組合学園構内に設置された。わが国の共同保存図書館の先駆である。

主な業務として、ア. 協同組合関係資料の収集・整理と永続的な保存、イ. 資料の閲覧および相談、ウ. 受入資料にもとづく情報提供、エ. 協同組合関係資料室間の相互協力の促進などがある。

保存については、加盟各機関所蔵資料の内、稀用資料、重複資料、保存期限の切れた逐次刊行物の寄贈・奇託が中心となっている。

ク. 国立国会図書館（関西館構想）

平成3年8月の「国立国会図書館関西館（仮称）設立に関する第二次基本構想」において、関西館の基本的な役割と機能を、ア. 文献情報の発信、イ. 世界に広がるサービス、ウ. 新しい図書館協力としている。特に「保存のための協力」は図書館協力の新しい展開を目指す

す重要な要素であるとし、関西館の担当する具体的なプログラムとして次の4点をあげている。ア. 共同保存利用プロジェクト、イ. 保存修復センター、ウ. 教育・研修、エ. マイクロ・ネガ・フィルム保管庫の保存プロジェクトである。このうち、イ. とウ. は資料の物理的な保存技術に関わるものである。ア. とエ. は関西館を共同保存図書館とするプロジェクトで、ア. は稀用資料保存の図書館協力をいい、エ. は国会図書館所蔵のマイクロ資料の集中保管と他の図書館からの寄託保存を示す。本館は、保存に関する研究・開発、教育・訓練、情報提供までの広範囲な協力活動のうち、企画部門や情報サービスを主として担当する、としている。

ケ. 民間倉庫会社への資料委託（トランクルーム・サービス）

近年、施設の狭隘化への対応として倉庫業者への委託保管の経済効果を検討し、トランクルーム・サービスを稀用資料保存の一手段として利用する大学図書館がみられる。書店・出版社・倉庫業者・輸送業者が発起人となり設立されたある書籍保管の専門業者は、空調・防カビ・防虫設備の整った書籍専用収納庫(2,640 m²)に、会員（個人：1,200、16大学を含む法人：200）から、書籍140万冊（保管ケース：8万個）の委託を受け、その保管と配送管理を行っている。

第2節 国外の動向

その国の社会的土壌により、保存システムの成立にもかなりの相違がみられる。

米国では、議会図書館（LC : Library of Congress）を中心とした国家プロジェクトの分担収集・保存体制がある一方、いくつかの地域ネットワークを基礎に発展した共同出資型の共同保存図書館が成立している。一方、欧州では、英国が英国図書館を中心とした中央集中型の保存システムであるのに対し、地方分権制の強いドイツでは、分担収集を基礎とした保存システムが主である。また、北欧のデンマーク、フィンランドでは国立の中央保存図書館で稀用資料の保存を行っている。

① 米国

分担収集・保存については、国家的な分担収集・保存プロジェクトとして Farmington plan、Public Law 480 Program 及び NPAC (National Program for Acquisitions and Cataloging) の例がある。

Farmington Plan は、外国の学術資料を網羅的に収集・保存し共同利用することを目的に 1948 年から 1972 年まで実施されたもので、全米の主要図書館（大学約 50 校と LC, NLM 等）の間で地域もしくは主題分野で分担収集が行われた。

Public Law 480 Program は、外国にある米国所有の通貨でその国にある図書の調達を行うものであり、LC に資料の調達、研究図書館への配分等の権限を与えている。1954 年の農業貿易促進援助法の下で成立し、アジア・中東・東欧諸国の通常ルートでは入手の困難な地域の資料の分担保存に役立っている。

NPAC は、1965 年の高等教育法第 II 条 C によって確立した LC の収集計画で、世界中で出版される学術的研究価値のある図書館資料をできる限り収集し、目録作成と書誌情報の流通を行うことを規定している。

共同保存図書館については、1930 年代から収蔵スペースの不足を解決する方策として、稀用資料の共同保存図書館の設置が検討され、1942 年ハーバード大学に NEDL (New England Deposit Library) が開設された。引き続き、1949 年に MILC (Midwest Inter-Library Center)、1951 年に HILC (Hampshire Inter-Library Center)、そして 1959 年に MLCNY (Medical Library Center of New York) が設立された。1965 年 MILC は、地域的なものから全国的なセンターへの脱皮を表明し、名称も CRL (Center for Research Libraries) と改め現在に至っている。

いずれも加盟館が拠出する分担金を財源として運営される稀用資料の保存図書館であり、後述の他国の保存図書館が法令で設置された国、州立の機関であるのに比べ、地域ネットワークを母体とする共同経営型の保存図書館といえる。しかし、それぞれの運営方法とその後の発展状況には、相違がみられる。

NEDL は、最初の共同保存図書館として、MILC 等の設立や運営に大きな影響を与えた。

参加館はボストン地域の大学、研究、公立図書館8館で創設され、現在の加盟館は9館である。設立に際し、ハーバード大学が敷地の提供を行った。稀有資料の共同保管を目的とした施設で、寄託館が選択した資料を所有権を保留したまま寄託し、図書館別に配架した。資料に対するセンターの裁量権が乏しく、重複資料の整理、相互貸借等の基本的な機能をもたない保存書庫的性格だったことがその後の保存図書館としての発展を抑えた要因のひとつと考えられる。

HILCは、マサチューセッツ州の3単科大学によって創設され、現在は公共図書館を含む6館が加盟している。寄託資料はサイズ別に配架され、その所有権は一定期間後センターに移る。相互利用を基礎とした共同保存に加え、個別の館では購入できない高額資料等に対する共同収集の機能をもつ。規模や性格が似た図書館で構成されたコンパクトな地域共同保存図書館である。

CRLは、MILCの名称で中西部の大学図書館10校により創設され、現在、全米およびカナダの大学、研究、公共図書館131館が加盟した代表的な共同保存図書館である。現在460万冊の図書、60万冊の外国の博士論文、1万3千種の雑誌、300種の新聞、100万件のマイクロ資料を所蔵し利用に供している最大規模の共同保存図書館である。加盟館の稀有資料の寄託は継続的でなく、加盟館の書架スペースの確保に対する継続的な効果は少ないようであるが、CRLがここまで発展した理由は、稀有資料の寄託のほか、必ずしも個々の館で収集する必要のない資料に対する共同収集事業を進めることにより、学術的価値とニーズの高い独自のコレクションを形成したことが大きいと考えられる。

MLCNYは、New Yorkの医学関係図書館9館の参加で創設され、現在68館の加盟をみる。設立には、New York Academy of Medicineの後援が大きい。会員でない地域の医学図書館をも含めた雑誌のユニオンカタログ作成事業を推進するなどして地域の相互利用に貢献している。発展した要因としては、New York医学図書館の図書館間協力が原動力となっていると考えられる。

② 英国

英国には、後述のドイツのような全国レベルの分担収集計画は存在せず、英国図書館(British Library)を軸とした集中型の文献供給システムであり、その中心をBLDSC(British Library Document Supply Centre)に置いている。

1969年Dainton Reportとして知られる国立図書館委員会(National Library Committee)の勧告を受け、1972年英国図書館法が制定され英国図書館が成立した。これは、国の図書館協力センターとしての機能強化を目的として、いくつか分散した国立図書館を機能的に整理・統合し、British Museum、Science Reference Library、National Central Library および National Lending Library for Science and Technology (BLDSCの前身)の4つの図書館に再編することで、これらを統合した新しい国立図書館を設置するというものであった。

BLDSC は、灰色文献を含む大規模な一次分権の収集・保存を行い、自館にない資料はバックアップ・ライブラリーで補完するなど、迅速・確実な文献供給体制を整備している。利用申込に対する蔵書の充足率は90%に近い。

概要は次表のとおりである。

BLDSC	規模	面積：46,756 m ² 書架延長：205km 職員：729人
	蔵書	図書：2,898,000冊 雑誌：228,000誌 会議録：229,500点 学位論文：530,000点 レポート：3,935,000点（主にマイクロ）
	利用	複写 国内：2,585,234 国外：770,028 貸出：34,747件

大学図書館については、1976年のAtkinson Reportを基に、UGC(University Grants Committee)から自己更新図書館(self-renewing library)構想が提出された。大学図書館の図書の増加に比例して書庫を増設することは財政的に困難であり、また効率的でないとし、増加分だけ稀用図書を大学および国の保存図書館に移し、大学図書館の規模を一定限度に抑えるというものである。この案は、大学図書館側に異論もあり、また、BLDSCも収容書庫および職員の制約から寄贈図書の受入れを制限しているのが実状である。

③ ドイツ

1990年10月のドイツ統一以降、図書館も旧西ドイツの図書館システムに吸収される方向で再編成の過程にある。旧東ドイツでは、Deutsche Buecherei(Leipzig)とDeutsche Staatsbibliothek(Berlin)を中心に内外の文献資料が収集されており、Deutsche Buechereiは旧西ドイツの納本図書館であるDeutsche Bibliothekと統合され、Deutsche Staatsbibliothekはプロイセン文化財団国立図書館と統合される。以下旧西ドイツの保存システムについて述べる。ドイツは州の権限の強い地方分権国家であり、大学図書館もその管理下にある。図書館行政や相互協力体制も州を基礎としたものであり、その文献供給システムは分散型を基調としている。

国家的な分担収集システムに「特別収集領域計画」(SSGP)がある。1949年からドイツ研究協会(DFG:Deutsche Forschungsgemeinschaft)の財政支援により、全学問分野(28グループ・105分野)を、24の学術図書館に割り振り、1939年以降刊行の外国文献の収集が開始された。技術・工学、医学、農学及び経済学の分野については、1959年以降設置された4つの中央専門図書館に集中化され、灰色文献を含む一次資料の収集と文献供給サービスを行っている。

全国レベルの文献供給を行う図書館として、このSSGP図書館と中央専門図書館およびSSGPの図書を保管する専門図書館が位置づけられている。

州を基本単位とする7つの地域ネットワークにはセンターが設けられ、地域総合データ

ベースの形成と地域内での文献供給を中心とした相互利用の役割を果たしている。図書館における収蔵スペースの確保を稀有資料の共同保存と加盟館での廃棄等で行おうとする保存図書館設立の動きもある。Nordrhein-Westfalen 州 (NRW) では、地域ネットワークセンターである Hochschulbibliothekszentrums (HBZ) に 1982 年共同保存図書館を付設し、14 の総合大学と 10 の単科大学で共用している。

④ その他の欧州諸国

北欧 4 国では、スカンジア・プラン (Scandia Plan) と呼ばれる分担収集・共同利用の国際図書館協力制度が存在する一方で、デンマークとフィンランドに稀有資料を保存するための国立中央機関としての共同保存図書館が設立されている。

両者に共通する特色は、ア. 国立機関として法律により設置されたこと、イ. 資料がその所有権ごと移管されること、ウ. 移管、利用にかかる運送費を含む一切の料金を保存図書館が負担することであるが、このほか、将来の拡張に備えた施設となっている点、過去に保存図書館を運営した経験に基づくものと考えられる。

デンマークでは、公共図書館のスペース不足に対する長年の保存図書館設立運動の結果、1968 年公共図書館法と文部省令による公共図書館のための保存図書館が王立図書館学校内に設置された。公共図書館は、利用頻度の高い新刊資料と基本的な参考資料をそのスペースにあわせて保存し、稀有資料を保存図書館に集中保存することとなった。

職員 2 名、面積 1400 m² の規模でスタートし、後に職員 15 名、面積も 2,570 m² に拡張されたが、資料の増加に伴い、1983 年新図書館法の下に新たな独立機関の国立保存図書館として設立された。

フィンランドでは、書架スペースの不足に対する保存図書館設立の運動が 1940 年代と 1970 年代に起こった。前者に対し、1955 年調査研究図書館を対象とした保存図書館が 25 館の参加を得てヘルシンキ大学の下に設置された (現在の書架延長 30km)。後者に対しては、1989 年全国の調査研究図書館と公共図書館の稀有資料を集中保存する独立機関の国立保存図書館が新設されている。

第2節 大学図書館における資料保存に関する現状分析

1. 分析の目的と方法

本節では、各大学図書館における資料の収蔵及び保存の現状を各種の調査結果から把握し共同保存図書館のあり方等を模索するものである。まず、2. で、既に公表されている文部省『大学図書館実態調査結果報告』（以下、実態調査）によって大学図書館における資料の収蔵及び保存の状況を数量的に分析した。3. では、個々の図書館の書架の状況をより詳細に知るために関東地区国立大学図書館協議会加盟館に対し実施した収容可能冊数と蔵書数の変遷についての調査を行った。また、重複受入の状況や図書の出版年別貸出状況について幾つかの大学にサンプル調査を依頼した。さらに4. では、全国の国立大学図書館に対し実施した「保存図書館に関するアンケート調査」（以下、アンケート調査）を基に各大学図書館の実態及び共同保存図書館の必要性等を調査分析した。同様の調査は、昭和57年12月に専門図書館協議会、昭和63年6月に私立大学図書館協会がそれぞれ行っており、今回のアンケート調査では、調査項目の設定等で参考にした。なお、現状を分析するに当たって、実態調査の結果とアンケート調査の結果との間に相違があり、その原因は、調査対象の範囲の違いによるものと考えられる。前者は、97大学、352館室（部局図書館室を含む）であり、後者は、98大学、173館（中央館、分館）である。

2. 大学図書館実態調査による分析

（1）大学図書館全体の状況

昭和45年から平成2年までの20年間の推移をみると国公立大学図書館全体の蔵書数は約3倍の1億7千2百万冊に増え、また、図書館の総面積は約2.7倍の233万㎡になっている。これを設置者別にみると蔵書数では国立大学2.3倍、公立大学2.8倍に対し、私立大学が3.6倍も増えており、同じく総面積では、それぞれ2倍、2.1倍、3.4倍となり、いずれも私立大学での伸びが著しい。一方、開架図書の割合（開架率）は、約2倍の40%になっており閉架式から開架自由接架方式へと図書館の開放が進んでいることが窺える。

イ) 書架収容力

実態調査報告では、書架収容力を書架の棚板（90cm）1棚に25冊として計算することとしているので、棚板延長と図書館の収納可能冊数の関係は次式で表される。

$$\text{棚板延長(m)} \div 0.9 \times 25 = \text{収容可能冊数}$$

平成3年度の実態調査により、書架収容可能冊数に対する蔵書数の割合をみると国立大学が98%、公立大学が52%で私立大学が77%である。国立大学に於いて書架の狭隘化が

最も進んでいることがわかる。ただし、この数字は、研究室等へ別置あるいは長期に貸出され、棚板延長に加算されていない書架について考慮されていない。研究室等に別置されている図書については全蔵書の約30%との報告もある。

表1. 実態調査報告にみる蔵書数等の推移

国立大学

年度	大学数	総面積	収容可能冊数	蔵書冊数	収容率	開架率
昭和45	75	390,663	40,137,806	31,226,405	77.80%	21.19%
昭和50	81	501,637	40,905,694	39,296,924	96.07%	23.73%
昭和55	92	606,794	46,573,028	49,322,502	105.90%	30.74%
昭和60	95	742,107	58,285,361	60,433,714	103.69%	32.37%
平成2	96	788,990	71,460,472	70,741,995	98.99%	34.62%

公立大学

年度	大学数	総面積	収容可能冊数	蔵書冊数	収容率	開架率
昭和45	32	45,417	2,650,472	3,165,035	119.41%	17.72%
昭和50	33	50,389	3,851,694	4,706,401	122.19%	16.30%
昭和55	33	71,688	5,461,167	5,814,898	106.48%	22.95%
昭和60	34	74,197	6,287,250	7,241,626	115.18%	30.57%
平成2	39	95,549	17,366,500	8,950,490	51.54%	38.02%

私立大学

年度	大学数	総面積	収容可能冊数	蔵書冊数	収容率	開架率
昭和45	266	430,572	41,708,083	25,473,981	61.08%	21.15%

昭和50	299	652,886	66,314,306	36,890,081	55.63%	27.86%
昭和55	318	862,921	91,627,139	52,005,275	56.76%	33.47%
昭和60	331	1,143,471	96,518,028	70,475,738	73.02%	40.31%
平成2	372	1,446,696	140,602,861	92,528,885	65.81%	44.35%

全大学

年度	大学数	総面積	収容可能冊数	蔵書冊数	収容率	開架率
昭和45	373	866,652	84,496,361	59,865,421	70.85%	20.99%
昭和50	413	1,204,912	111,071,694	80,893,406	72.83%	25.18%
昭和55	443	1,541,403	143,661,333	107,142,675	74.58%	31.64%
昭和60	460	1,959,775	161,090,639	138,151,078	85.76%	36.32%
平成2	507	2,331,235	229,429,833	172,221,370	75.06%	40.03%

ロ) 図書受入冊数

図書の年間受入冊数は、将来の蔵書数を予測する重要な要素である。公立大学、私立大学では増加傾向にあるが、国立大学では昭和57年度（以下、実態調査については年度は調査年度を示す）の249万冊をピークに減少している（図5）。なお、国立大学の最近5年間の年平均受入数は約200万冊である。

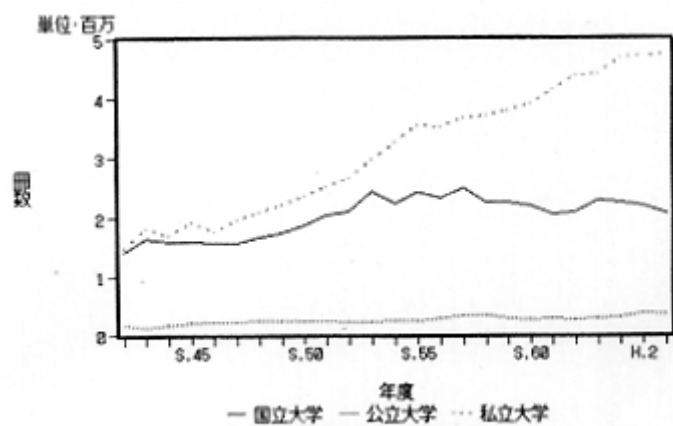


図5 図書受入冊数の推移

(2) 国立大学図書館の状況

全体の状況を蔵書数と書架収容力を中心に概観してみる(図6)。受入冊数は、近年の出版物の値上がりと厳しい財政状況を反映して減少傾向にある。また、昭和51年度調査を境に蔵書数が書架収容力を上回っている。(以下、本項の図は5年毎の数字を表示している。)

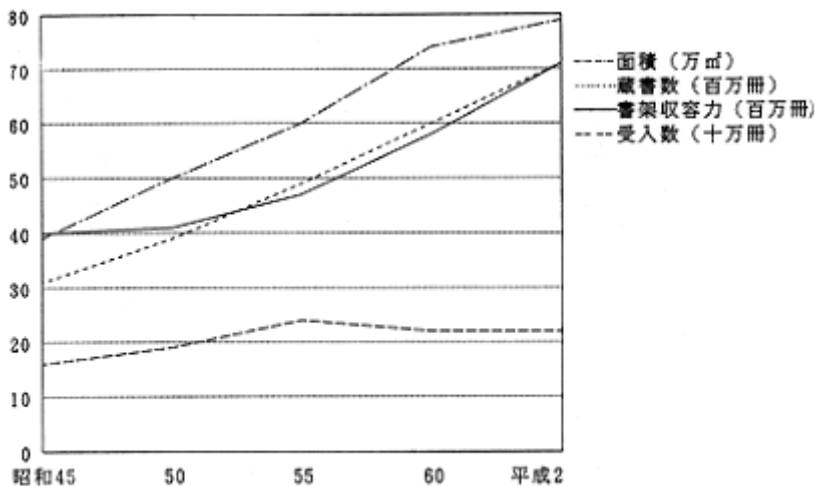


図6 蔵書数等の推移

これをA~Dの大学の規模別にみるとBランク以外の大学では蔵書が満杯あるいは既に書架収容力をオーバーしている(図7)。特にAランクでは図書館の狭隘化がかなり進行していることがよみとれる。昭和60年度以降、Bランクの書架収容力が急激に増加している。これは昭和61年度から62年度にかけて書架収容力が1.6倍になったことによるが、この間、大規模な増・改築をした館は特に見当たらず、その原因は不明である。

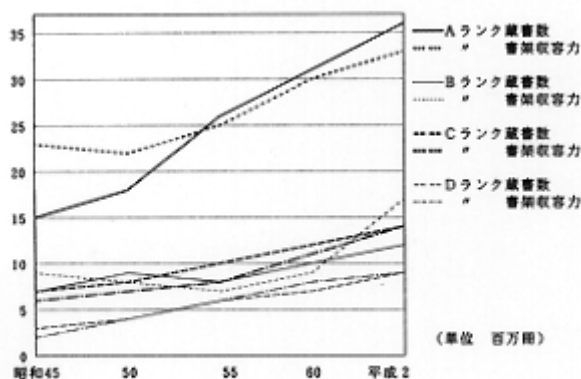


図7 蔵書数等の推移(規模別)

国立大学1校当たりの平均値もほぼ国立大学全体の傾向に一致する（図8）。昭和55年に面積と書架収容力にくびれがみられるのは、この間の大学新設に図書館建築が追いつかなかったためと推測される。一方、サービスの多様化と量的増大の現状にあって職員数が横這いであることは図書館の管理・運営の厳しさを物語るものである。

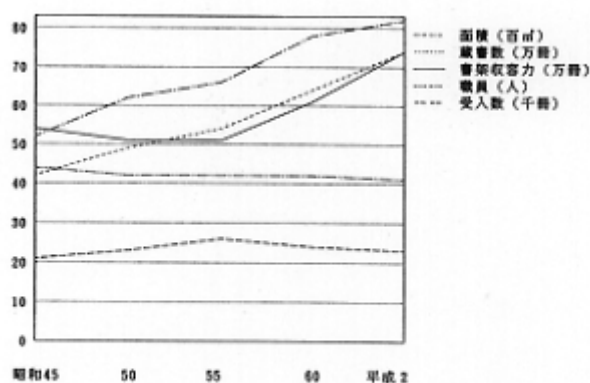


図8 蔵書数等の推移（一大学当たり）

資料の増加に応じて伸びてきた図書館施設の総面積は昭和59年を境に伸び率が鈍化している。その要因として近年の図書館施設の整備状況がある。主なものでは、移転統合に伴う金沢大学、広島大学、大阪教育大学の新館建設が行われてはいるが、いわゆる狭隘化に伴う増築はほとんど建設されていない。こうした状況が大学図書館全体でみた場合、施設の狭隘化となって表れている。実態調査では書庫について特に定義していないので、開架図書の増加が書架の収容力に与える影響は定かではないが、仮に書庫の単位面積当たりの収容冊数を求めると

$$\text{書庫の単位面積当たりの収容冊数} = \frac{\text{蔵書数} - \text{開架図書冊数}}{\text{書庫面積}}$$

昭和45年度から平成2年度までほぼ一定の160冊から170冊の間で推移しており、大学図書館施設計画要項（文部省管理局教育施設部）の基準値165冊/㎡にはほぼ一致している。この間、書庫面積は1.8倍、開架図書冊数は3.7倍に増加している（図9）。一方、前にも示したとおり、蔵書数の増加は2.3倍であるから、書庫面積の増加によって収容できない蔵書が開架図書となっているものと推測される。

3. 個別大学に対する調査の結果

(1) 書架の狭隘度

個々の大学における書架狭隘化の実態を把握するため、関東地区国立大学図書館協議会の加盟館に対して各図書館の収容可能冊数と蔵書数の変遷の調査を実施した。この調査では、蔵書数、受入冊数、書架棚板延長、収容可能冊数を過去に遡って調査するとともに、併せて狭隘化に対する対策等の回答を求めた。その結果を視覚的に捉えるためグラフにまとめ、書架狭隘化の実態を数大学の例でみる。

図10は蔵書数と収容可能冊数の経年変化をグラフにしたもので、年を追って増え続ける蔵書に対し、増築・書架増設等で大学が如何に対応してきたか見ようとするものである。

